

おたふくかぜ予防接種説明書（必ずお読みください）

伊勢崎市では、子どもを中心に流行するおたふくかぜの予防接種費用の一部助成を行います。

この予防接種は任意接種（保護者の希望により受ける予防接種）となりますので、接種を希望する方は、この説明書をよく読んで、かかりつけ医と相談のうえ、接種を受けてください。

対象者

接種当日、伊勢崎市に住民登録がある満1歳～4歳未満の子ども

※助成対象期間は、1歳の誕生日前日から4歳の誕生日前日までです。

※本事業で助成を受けたことがある人は対象外となります。

助成回数と助成額

1人1回 3,000円

※差額は自己負担になります。

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎・ムンプス）について

おたふくかぜは、主に咳やくしゃみなどにより空中に飛散したムンプスウイルスを吸い込むことにより感染します。潜伏期間は2～3週間で、軽度の発熱と耳の痛みで始まります。耳の下（耳下腺）の腫れは発症後1～3日でピークとなり、その後1週間ほどで良くなります。発熱は1～6日ほど続きます。

おたふくかぜの合併症としては、無菌性髄膜炎、ムンプス難聴、脳炎・脳症、精巣炎、卵巣炎、膵炎、腎炎などが報告されています。合併症が起こる頻度は、無菌性髄膜炎が約10～100人に1人、ムンプス難聴が約1000人に1人の割合で見られます。ムンプス難聴は発症すると聴力の回復は困難で、最も警戒すべき合併症のひとつです。脳炎・脳症の合併はまれですが、後遺症を残すことがあり、死に至ることもあります。

国内では、4～6年周期でおたふくかぜの流行がみられます。

おたふくかぜワクチンについて

おたふくかぜワクチンは弱毒生ワクチンで、からだの中でワクチンウイルスが増え、抗体ができます。抗体はワクチン接種を受けた90%前後の人にでき、おたふくかぜに対する免疫はワクチン接種2週間後からできます。おたふくかぜの潜伏期間にワクチン接種を受けても、特におたふくかぜの症状が重くなることはありません。

副反応

おたふくかぜワクチン接種後、2～3週頃に発熱、耳下腺の腫れ、嘔吐、咳、鼻汁等の症状が現れることがありますが、これらの症状は通常、数日中に消失します。接種後3週間前後に無菌性髄膜炎が数千人に1人程度、接種後数日から3週間後に血小板減少性紫斑病が100万人に1人程度、また頻度は不明ですが、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）や脳炎・脳症が現れることがあります。まれに難聴、精巣炎があらわれたとの報告があります。接種後（30分間程度）にショック、アナフィラキシー（重いアレルギー反応）がまれにあらわれることがあります。

助成の受け方

①伊勢崎市・玉村町のおたふくかぜ予防接種指定医療機関へ事前に予約してください。

※伊勢崎市・玉村町の指定医療機関以外で接種した場合は助成対象外（全額自己負担）です。

②「おたふくかぜ予防接種説明書」を読み、「おたふくかぜ予防接種予診票兼費用助成金交付申請書」の必要事項記載後、問診・診察により接種を受けてください。

③各医療機関の定める予防接種料金から、上記の助成額を差し引いた金額（自己負担額）をお支払いください。予防接種料金は医療機関ごとに異なります。

※生活保護世帯の方は全額助成となります（事前に手続きが必要です）。

予防接種を受けることができない場合

1. 明らかに発熱(通常37.5℃以上)している人
2. 重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
3. ワクチンの成分によりアナフィラキシー(重いアレルギー反応)を起こしたことがある人
4. 免疫不全の診断を受けた人、または免疫機能を抑える治療を受けている人
5. その他、医師が接種不相当と判断した場合

予防接種を受ける際に注意を要する場合

1. 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている人
2. 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱した人、または全身性発疹などのアレルギーを疑う症状が出たことがある人
3. 過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある人
4. 免疫不全の診断を受けた人または近親者に先天性免疫不全症患者がいる人
5. ワクチンの成分に対してアレルギー反応を起こすおそれのある人

接種後の注意

1. 接種後に重いアレルギー症状が起こることがありますので、接種後少なくとも30分間は医療機関で経過をみましょう。
2. 接種後4週間は副反応の出現に注意しましょう。
3. 接種部位は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射部位をこすことはやめましょう。
4. 接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
5. 接種後、体調の変化や異常な症状があった場合には、速やかに医師の診察を受けましょう。

予防接種による健康被害救済制度

おたふくかぜワクチンは、予防接種法に基づかない任意予防接種です。健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品の副作用救済給付や、本市が加入する予防接種事故賠償補償保険に基づく救済の対象となる場合があります。予防接種法によるものとは、救済の対象や給付額等が異なります。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に救済を受けることができます。

※接種後、体調の変化等により医師の診察を受けた場合は、下記へ連絡してください。

<問い合わせ> 伊勢崎市健康づくり課
(市役所東館2階 13番窓口)
TEL:0270-27-2746